

株式会社マイナビ 決算公告

第44期（自平成27年10月1日 至平成28年9月30日）

貸 借 対 照 表

(平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,872	流 動 負 債	20,342
現金及び預金	27,219	支払手形	677
受取手形	34	買掛金	1,030
売掛金	8,168	1年内返済予定長期借入金	489
仕掛品	639	リース債務	397
前払費用	791	未払金	3,750
繰延税金資産	1,571	未払費用	1,961
その他	454	未払法人税等	3,025
貸倒引当金	△ 7	前受金	4,378
		賞与引当金	3,670
		返金引当金	73
		その他	889
固 定 資 産	22,344	固 定 負 債	3,905
有 形 固 定 資 産	6,221	長期借入金	185
建物	2,590	リース債務	655
土地	2,612	退職給付引当金	2,814
リース資産	850	その他	250
その他	168		
無 形 固 定 資 産	5,411	負 債 合 計	24,248
ソフトウェア	5,181		
のれん	110	純 資 産 の 部	
その他	119	株 主 資 本	36,868
		資 本 金	2,102
		資 本 剰 余 金	1,294
		資 本 準 備 金	1,294
投 資 そ の 他 の 資 産	10,711	利 益 剰 余 金	33,471
投資有価証券	1,972	利 益 準 備 金	96
関係会社株式	2,671	そ の 他 利 益 剰 余 金	33,374
差入保証金	4,140	別 途 積 立 金	3,801
繰延税金資産	1,457	世界の子供教育基金	253
その他	513	社員災害対策積立金	227
貸倒引当金	△ 44	繰越利益剰余金	29,092
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	100
		その他有価証券評価差額金	100
		純 資 産 合 計	36,968
資 産 合 計	61,217	負 債 及 び 純 資 産 合 計	61,217

損 益 計 算 書

(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

(単位：百万円)

I. 売上高		109,722
II. 売上原価		40,969
売上総利益		68,753
III. 販売費及び一般管理費		51,423
営業利益		17,330
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	255	
その他	96	351
V. 営業外費用		
支払手数料	72	
支払利息	17	
その他	19	109
経常利益		17,572
VI. 特別利益		
投資有価証券売却益	93	93
VII. 特別損失		
投資有価証券評価損	156	
減損損失	90	
その他	13	261
税引前当期純利益		17,404
法人税、住民税及び事業税	5,825	
法人税等調整額	△ 122	5,702
当期純利益		11,701

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 14～47年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア（自社利用）13ヶ月～5年（社内における見込利用可能期間）

のれん 7年～8年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

返金引当金

人材紹介手数料の将来の返金等に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金引当額を計上しております。

返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づく損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用の額は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。

5. ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

当社が行うデリバティブ取引は、特例処理の要件を満たしている金利スワップのみであり、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

記載金額の表示 百万円未満を切り捨てて表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,850 百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりです。

短期金銭債権 295 百万円

短期金銭債務 641 百万円

〔税効果会計関係に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,132 百万円
退職給付引当金	866 百万円
減価償却超過額	382 百万円
未払事業税等	232 百万円
投資有価証券	86 百万円
未払役員退職慰労金	71 百万円
繰延資産	46 百万円
貸倒引当金	15 百万円
その他	<u>385 百万円</u>
繰延税金資産小計	3,221 百万円
評価性引当額	<u>△151 百万円</u>
繰延税金資産合計	3,069 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△39 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△39 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>3,029 百万円</u></u>

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.26%から 2016 年 10 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.86%に、2018 年 10 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 136 百万円減少し、法人税等調整額が 138 百万円、その他有価証券評価差額金が 2 百万円増加しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	2,974 円 13 銭
1 株当たり当期純利益	941 円 42 銭

[重要な後発事象に関する注記]

(会社分割)

当社は、平成 28 年 9 月 16 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 1 日をもって、人材開発事業部門を会社分割（以下合わせて「本件分割」とする。）によって新設する株式会社マイナビワークスに承継することを決議いたしました。なお、本件分割は、当社単独の簡易新設分割に該当いたします。

1. 会社分割の目的

人材ビジネス市場を取り巻く環境の変化に対して、より機動性のある経営判断を可能とし、適正な事業運営を図っていくことを目的として、当該会社分割を実施することといたしました。

2. 会社分割の形態

本件分割は、簡易分割であり、会社法第 805 条の規定により、株主総会の承認を得ることなく行います。当社を分割会社とし、株式会社マイナビワークスを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）であります。なお、債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとします。

3. 新設分割設立会社の名称、所在地、代表者氏名、事業内容及び資本金

(1) 名称	株式会社マイナビワークス
(2) 所在地	東京都新宿区
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 滝口 裕之
(4) 事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業 求人・採用活動に関するコンサルティング 宣伝、広告、ピーアール業及び広告代理店業 等
(5) 資本金	100 百万円
(6) 設立年月日	平成 28 年 12 月 1 日
(7) 発行済株式総数	1,000 株

4. 分割する事業部門の概要

平成 28 年 9 月期売上高：11,029 百万円